

自治会費等に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、自治会規約の第6条の規定に基づき、自治会費の額及び徴収方法等について規定する。

(会費等の額)

第2条 自治会の会費等の額は各会員の属する世帯を単位として、それぞれ次の通りとする。なお、会費の納入は各世帯の代表者が行うものとし、その他の会員はこれを免除する。

(1) 自治会費(通常自治会運営費)月額400円

(2) その他(寄付金、加入金等)

2 単一の会員名簿に記載された同居世帯は、前1項において1世帯と見なす。

3 前項の規定に拘わらず、世帯単位とは別途に個人で自治会の会費等を払うことを妨げない。

(会費等の納入の方法)

第3条 原則、自治会の会費等は、預金口座(三井住友銀行北野支店)より振替の方法により1ヶ年前納をするものとする。

(自治会費の払い戻し)

第4条 退会の場合における前納自治会費の払い戻しについては、1ヶ月未満はこれを切り捨てるものとする。

(細則の改廃)

第5条 この細則の改定または廃止は、総会において総会に出席した会員数の3分の2以上をもって決する。

2 前項の規定に拘わらず、第3条の改定は、役員会の討議事項とし、役員数の2分の1以上をもって決する。

付 則 この細則は、平成9年4月6日より施行する。

2 平成10年12月12日改定。

3 平成11年4月11日改定。

4 平成13年4月8日改定。

5 平成14年4月7日改定。

6 平成19年4月8日改定。

7 平成21年4月5日改定。

8 令和5年12月10日改定。